

みなさんこんばんは。過分なご紹介をいただきまして、どうもありがとうございます。ロータリーのチャーターナイトのときから娘二人のことばかり言われまして、今日は本業である税理士としてみなさん、今トピックな話題が「マイナンバー制度」だと思えます。どういう制度なのだろうと不安をお持ちの方とか関心のある方がいらっしゃると思えます。今日、急遽言われたもので、うちの職員に頼んで本屋に行って30冊買ってもらいましたので、これをご覧いただきながらご説明をしたいと思えます。

まず、マイナンバー、マイナンバーと言われておりますが、そもそものきっかけというのは、直接的なきっかけとなりましたのは、2007年5,000万件の年金データ漏洩の不幸事です。その時に一元管理ができる番号があれば、そういうことがなかったのではないか、防げたのではないかということで直接的なきっかけになったのはこれが原因となっております。

ここの事情は11ページに経緯が書いてあります。ではどういう場面でマイナンバーが適用になるかということですが、10ページに社会保障、年金ですね。労働医療福祉、税金、災害対策、この3つを共通番号として当初やっていこうというようなことを目的としております。

特にここで一番私税理士なのであれですが、税務当局の内部事務というようなことがあります。結構申告されていない方が相談に来られることが多くありまして、特に今年の場合は来年からマイナンバーになるということでそういうご相談の方が結構いらっしゃいます。そういったことで非常に皆さん不安に思っている方がおられるのかなと思えます。

では対象となる方達はどういう方達かと申しますと、日本で住民票を持っている方。外国人の方でも居住者となって日本で住民票を持っておられる方は全て対象になります。逆に日本人でも海外にいらっしゃる方というのは対象にはなりません。日本に戻ってこられて住民票を再取得されて初めてマイナンバーが与えられるというかたちになります。

次に12ページを見ていただきたいのですが、具体的にマイナンバーによってどういうことになるか。ひとつは行政機関が管理しやすくなる。国税、税務署、税金ですね、社会保障、年金等の管理がしやすくなる。逆に国民の立場から言いますと、いろいろと申請をしたり年金をもらったりするときの添付書類、住民票を出したり付けたりすることが簡素化されます。ではマイナンバーというのはどういうかたちで我々のところに通知されるのかということを書いてあるのが14ページです。

10月23日から各個人には簡易書留で通知されますと書いてありますが、まだ私を含め皆様の所には届いていないと思えます。どういうものが届くかと言いますと、15ページの横にあるような通知カードというものがイメージ写真になっていますが、こういうものが届きます。これがマイナンバーの通知カードですが、次のページに個人番号カード、免許証のようなものですね、これを取得しなければいけないのですが、通知カードに基づいて来年1月以降に写真を各役所に送って個人番号カードを取得する、というかたちになろうかと思えます。

この個人番号カードを取得するかどうかというのは個人の任意です。よく皆さんがおっしゃっているのは、これをなくしたら大変なことになってしまうので、通知カードだけにとどめておいたほうがいいのではないかと、いろいろと取得に対して議論されています。

ではマイナンバーの個人番号カードにどういうことが記載されているかということは16ページに書いてありますが、表面と裏面があり、表面に関してはだいたい免許証と同じような顔写真とか住所、氏名、生年月日というものが記載されます。裏面にはICチップがありまして、ここに書いてあるようなICチップでいろいろな総務省や市町村が条例で定めた事項と書いてありますが、どういう内容というのが書いてあるかはわかりませんが、税金とか年金とかプライバシーの高い個人情報があるかそこには含まれてはいない。ですから番号カードを紛失したからといってすぐに個人の情報が漏れるということはないのではないかと

思われます。

22 ページをご覧いただきたいのですが、今後の予定ですが、今、丁度 23 ページに書いてある 10 月の段階ですが、まだ通知カードをこれから交付されるという段階になります。来年の 1 月以降は個人番号カード交付、あるいは個人番号カード利用開始というようなことが書いてあります。雇用保険に関する届などの記載開始というかたちになっておりますが、税金の面で言いますと、みなさん各会社の社長さんとか経営者でいらっしゃいますが、年末調整のための扶養控除申告書というのがあります。それは来年 28 年度分で扶養が何人いらっしゃいますとか、そういったものが今、税務署のほうから配っております。そこに社員の方、あるいは社員の扶養の方達のマイナンバー12 桁を記載することになっております。それでその通知が来たら会社に届けてくださいというようなルールになっております。このことでうちの事務所も各会社さんに用紙を配送する段階でそういったような通知をしております。

ですから来年 1 月からのスタートですが、実際には既にそういう準備がなされているということです。実際の給料の源泉徴収票とか支払徴収には来年 1 月以降の分が記載されますので、実際には来年の年末調整、来年の源泉徴収票からマイナンバーが実際に使われる。その情報が 29 年以降各役所に累積されますよというようなかたちになるかと思えます。

あとは、23 ページ右側の 17 年のマイナポータル運用開始というのがありますが、このことについてご説明します。

36 ページに書いています。29 年以降、マイナポータルというのはどういうものかといいますが、まず個人でインターネットのホームページを見て、自分のマイナンバーとパスワードで検索すると、一年間に支払った健康保険の情報 - 納付書をなくしたとか、控えがないので知りたい - とか年金の金額を知りたいというときにその番号を検索して自分で情報を得る。

逆に自分の情報を役所が利用したかどうか、こちらからも検索できるという制度が予定では 29 年度から始まるということになっております。この部分が自分のデータが漏れるのではないかということで一番心配になっているところではないかと思えますが、いろいろな本を読みますと、セキュリティが、かなりしっかりしているので、そういうことはないですよ、と書いてあります。

あと、46 ページをご覧いただきたいのですが、マイナンバーに関しては個人情報との兼ね合いもあるのですが、会社が各社員の方達からマイナンバー、個人ナンバーをコピーしたり預かるものですから、これに関する管理に関してかなり罰則規定が厳しいです。

例えば 49 ページに書いてありますが、4 年以下の懲役とか 200 万円以下の罰金とありますので、安全管理に関しましては、各会社さんでもおやりになっていると思えますが、気を使わなければいけないところです。

以上、簡単にマイナンバーのことをご説明しましたが、最近、銀座のホステスさんで昼間働いていて夜報酬をもらっている方が、マイナンバーが始まると辞める方が多くなるのではと心配されている方がいらっしゃるとマスコミで言われていますが、どういう仕組みになっているかを簡単に説明したいと思います。

報酬をもらう方達、私達もそうですが、例えば 10 万円報酬をもらうと 10%の源泉税というものを会社は取らないといけない。今復興税がありますので 10.21%を預かって税務署に納める。個人は 10.21%引かれた後の報酬を手取りでもらいます。そういうかたちになっておまして、それは国税の部分だけです。国の税金です。所得税だけですが、地方税はその段階では全然とられない。それが国税のほうではそれを取っているのです、あまり税務調査で会社に入ってもそのことに関しては何も言っていない。個人の情報が国税にはわかるのですが、そちらから地方のほうにはまわっていないというようなかたちになっています。

一番ご相談が多いのは、昼会社に勤務されていて夜アルバイトされている、それが会社にバレるの

ではないか。当然マイナンバーになったらその情報は区役所にいきますが、区役所に予め「私は昼間も働いていて夜も働いています。それは会社には通知しないでください。夜の仕事に関する住民税は個人のほうに請求してください、尚請求書類も個人に送ってください」という手続きを取れば、会社にわかる心配はないのです。

それを全部わかってしまうじゃないかとご心配なさる方がいらっしゃるのですが、そういうことはありません。ただ申告自体をしないということになりますと、それはやはりまずいので、今後そういう方達に関してはマイナンバー制度によって税務署と各市町村の横の連携で管理されますのでそこでわかってしまう。今後はきちんと税金を払うというようなかたちをおやりになられたほうがいいのかなと思います。以上ですが、何かご質問があれば…

<片岡寛之会員>

法人の経営者をやっているのですが、経営者の個人のマイナンバーがあるじゃないですか。法人のところとひもつきに当然なると思いますが、それはどこまでわかるのでしょうか。コンピュータで検索ができるということですが、逆引きの検索までできるようになってしまうのでしょうか。法人を4つ経営していて個人でひもがついていくと代表取締役が全部自分で出てくるようになりますよね。今は市区町村別だと縦割りなので出てこなかったのが、海外で事業をやっている場合はわからないですよ。それがひもつきで全部把握されてしまうのでしょうか。

<濱田税理士>

はい、そういうことですね。

<片岡会員>

資産も含めてでしょうか？

<濱田税理士>

資産については、今はそこまでいかないですね。法人の資産までいかないです。

<片岡会員>

個人の資産は？

<濱田税理士>

個人の資産もいかないです。

<片岡会員>

でも税務署であれですよ。固定資産税とか、法人でもっている土地とか建物に関しても？

<濱田>

そこまでは情報にはないので、番号を記載して所轄の税務署に確認するというかたちになります。

法人番号と個人の番号で検索すると情報はわかるようになります。

<片岡会員>

もうひとつ聞いていいですか。法人の代表取締役だけがひもつきされるのか、役員も一緒にデータとして登録されて、例えば代表取締役が違った場合にはひもつきが薄くなるのか、それとも役員でも検索されちゃうのでしょうか？

<濱田会員>

検索しようとするれば検索できる。

<片岡会員>

報酬もらってなくても？

<濱田会員>

そもそも収入がなければ源泉票は出しません。法人の場合、役員では記載されるけれども源泉自体が出ませんのでそれは出て来ません。あくまでも源泉徴収票で給料をもらった人、払った人が対象

ですから。

<会長>

預金通帳にもマイナンバーが書くことが要求されて全部自分の預金額がバレるということになるの
でしょうね。いくつに口座を分けてもやっぱりだめなのでしょうね。

<宮代会員>

今年の 10 月からすでに会社のほうはいままでだったら会社を変えて登記し直せば前のものが履歴
に載らないのが、すでに法務省では履歴にも載りますし、そういう人的なものも遡れるような仕組みを法
務省側で作っています。

税務署が税金のために同じひとや役員なんかは検索しないのですが、それ以外の目的で役員が、
例えば免許登録するときに過去に行政処分があるかないかも調べやすくなるというのは既に終わって
います。

<片岡会員>

資産があるかないかもわかってしまう。

*****以後*****ケンケンゴウゴウ

どうもありがとうございました。(終わり)

<閉会点鐘・黒岩会長>

やはり財産とお金と言いましょうか、たくさんお持ちの方は今日の例会は非常に熱心に聞き入って頂
きましたが、皆さんの不安は解消されましたでしょうか？

見方によれば非常に危険な、資産を丸裸にするような全部見えてしまうような法律のようでもござい
ますが、でも税金を払えば全然心配はいらないわけでありますので、うちのクラブは三分の一が外国出
身の方ですが、日本というのは非常に真面目な国民でして、税務署もあまり無理は言いません。

濱田税理士を頼りにすれば何の不安もございません。それが日本という国でございます。また東京御
苑RCのメンバーは仲間を信じて、明日からも元気に仕事をしてまいりましょう。

今日外気温は 13 度ですが、熱いお話を聞きますと暖かくなってまいります。それから例会終了後
にはクラブ協議会が開催されますので、それぞれの担当者の話を十二分に聞いてもらって、来週は今日
以上に元気に頑張ってくださいと思います。

それでは第 32 回目の例会を終了させていただきます。(終わり)